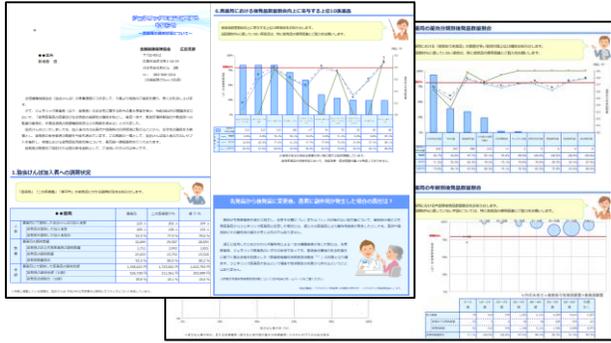


広島支部の主な取組み

取組① 保険薬局への「使用状況のお知らせ」の送付及び使用促進ツールの送付



必需する処方せんの一般名処方割合等の情報を踏まえた自薬局の立ち位置を示し、より積極的なジェネリック医薬品の採用を促進するため、「使用状況のお知らせ」を送付しました。

●広島県及び広島県薬剤師会の協力のもと、次の使用促進ツールを作成し、保険薬局に送付しました。



希望シールを100枚収納可能。薬局等への来客者にシールを自由に取っていただけます。



薬局カウンター等に設置し、来客者にジェネリック医薬品への興味を持っていただくものです。

【「ジェネリック医薬品希望シール」ディスプレイ箱】 【ミニのぼり】

取組③ ジェネリック医薬品希望シールの無料配布

保険証やお薬手帳に貼付するだけで、簡単にジェネリック医薬品への切り替えの意思表示が可能なジェネリック医薬品希望シールを作成し、無料で配布しています。令和4年度は既に約6万枚を配布しており、今後も引き続き配布します。



【希望シール見本】

取組② 加入者への軽減額通知の送付

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額がどのくらい軽減されるかを試算したお知らせを令和4年2月に送付しました。令和4年2月に送付した際には、広島支部で約3,520万円の軽減効果がありました。

見本

ジェネリック医薬品をお使いいただくと
あなたのお薬代を減らすことができます

1 平成31年 4月 診察分で処方されたお薬(先発医薬品)
以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

薬剤名	処方	お薬代(1回分)	ジェネリック医薬品に変更するにあたって減額できるお薬代
○錠10 10mg	5,690	2,710~	
○点眼液(0.1%)	1,850	1,130~	
○テープ100mg	870	260	
○テープ40mg	2,490	820	
○テープ20mg 7cm x 10cm	1,230	430	
4 合計	12,130	5,350	

2 お薬代の軽減可能額 5,350円-

5 この「お知らせ」は、ジェネリック医薬品への変更をご検討いただく際の参考としてお送りしているものであり、必ずしもジェネリック医薬品に切り替えなければならないものではありません。

5 注意事項 必ずお読みください。

- 処方されたお薬によっては、ジェネリック医薬品が存在しない場合があります。この「お知らせ」に記載されているお薬は、現時点で存在するお薬です。
- お薬代は、お薬の処方内容、処方された薬剤師、処方された薬局によって異なります。
- お薬代は、お薬の処方内容、処方された薬剤師、処方された薬局によって異なります。
- お薬代は、お薬の処方内容、処方された薬剤師、処方された薬局によって異なります。

- 1 処方年月**
この月に処方されたお薬で、軽減可能額の試算を行っています。
- 2 お薬代の軽減可能額**
ジェネリック医薬品に変更することで軽減できる1か月のお薬代の目安です。
※お薬代以外の診察等に要する費用は含まれていません。
- 3 お薬名**
軽減できるお薬代が高いものを最大で8種類記載しています。
- 4 お薬代**
ジェネリック医薬品に変更する前の1か月のお薬代です。
※お薬代のみを記載していますので、お支払いになった金額とは異なります。
- 5 注意事項**

Q. 具体的なジェネリック医薬品の名前が書いていないのはなぜ?

A. 1つの先発医薬品に対し、複数のジェネリック医薬品が存在する場合があります。この「お知らせ」には具体的なジェネリック医薬品名を記載していません。具体的なお薬については、かかりつけの医療機関または薬局でご相談ください。

【通知のイメージ】

取組④ 『ジェネリック医薬品取扱い優良薬局』の認定・表彰

広島県薬剤師会と協働で県内の保険薬局を『ジェネリック医薬品取扱い優良薬局』と認定し、特に優秀である保険薬局への表彰を行っています。

	認定薬局	表彰薬局
平成30年度	257薬局	2薬局
令和元年度	243薬局	3薬局
令和2年度	300薬局	2薬局
令和3年度	300薬局	2薬局
令和4年度	258薬局	2薬局



【認定証のイメージ】